



施策の展開

第4章 施策の展開

I 目標1 家庭・地域における子育ての支援

施策の方向1 地域における子育て支援体制の充実

少子化・核家族化の進行に伴い、人と人とのつながりが希薄化し、子育てを助け合うことが少なくなったため、育児への負担や不安を感じる人が増えています。

今回実施したニーズ調査結果によると、子育てをしている人の約60%が「子育てが楽しい」と回答していますが、約30%の人が「楽しいと感じることと、辛いと感じることが同じくらいある」と回答し、5%の方が「子育ては辛い」と回答しています。

また、子育てをしている多くの方が、子育ての悩みや不安を解消するための相談相手として「配偶者」や「祖父母」、「友人・知人・近所の人」など身近な人をあげていますが、核家族化や地域での人間関係の希薄化により、気軽に相談することが難しくなっているのが現状です。

そのため、子育てをしている全ての人が楽しく子育てできるよう、悩みや不安を気軽に相談できる場所が必要です。

子育てを社会全体の課題と捉え、共働き家庭のみならず、専業主婦家庭・ひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭を対象とした支援の充実を図るとともに、子どもの遊び場や居場所づくりにも取り組んでいきます。

基本施策1 地域における子育て支援サービスの充実

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
1	子ども家庭支援センター事業	子どもと家庭に関する総合相談、ショートステイ等のサービス提供の調整、子育てボランティア等への支援、見守りサポート事業、児童虐待防止に関する事業など、児童を養育する家庭の総合的な支援を行います。また、子育て中の親子のセンター利用の促進や子育て支援の情報提供の充実に努めます。	充実	子育て支援課
2	地域子育て支援事業	児童館等身近な場所で、子育てに関する相談や乳幼児と保護者を対象とした講座を実施します。	継続	子ども育成課

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
3	子育てサロン	子育て中の保護者の悩みや不安の解消、閉じこもりへの対応、児童虐待の未然防止等を目的に、市民参加型の居場所づくりを進めます。	継続	社会福祉協議会
4	ほっとサービス	子育ての手助けを必要とする市民と子育てを提供できる市民が会員となり、保育園や幼稚園への児童の送迎、乳幼児の一時預かり等を行います。	充実	社会福祉協議会
5	福祉センター機能の充実	児童及び子育て中の保護者の生活相談、健康の増進、サービス提供の充実等に努めるとともに、福祉活動団体の育成、地域住民等の施設利用を促進します。	継続	社会福祉協議会
6	地域子育て支援事業（センター型）の実施	公共施設や空き店舗等を活用して、孤立しがちな子育て家庭を中心に、子育て相談や子育てサークルの支援を行います。	検討	子ども育成課
7	子育てサポーター制度	子育てに対する悩みや不安がある保護者に対して、相談やアドバイスを行う制度です。	検討	子ども育成課

基本施策2 子育て支援のネットワークづくり

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
1	地域組織化事業	地域住民や教育機関、保育機関、民生委員・児童委員、ボランティア、その他民間事業者等と行政が一体となって、地域子育て支援ネットワークを構築します。現在、保育団体連絡会があります。	充実	子育て支援課 社会福祉協議会

基本施策3 子育て情報の提供

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
1	子育て支援情報の充実	子育て支援情報に関するホームページの充実を図ります。	継続	子育て支援課
2	子育てハンドブックの配布	子育て中の保護者が、子育てサービスの利用選択が十分にできるように、子育て支援情報の提供を行います。	継続	子育て支援課

基本施策4 子どもの居場所づくり

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
1	児童館・公民館事業の充実	児童館、公民館などを活用し、子ども、特に中学生、高校生を対象とした居場所づくりを進めます。	充実	子ども育成課 公民館
2	公園、児童遊園等の整備	子どもが自然とのふれあいや遊びを通して成長できるよう、公園や児童遊園の整備充実に努めます。	継続	施設課
3	図書館の充実	図書館専用ホームページを利用したインターネットによる予約サービス、地域関連資料の情報提供、児童・中高生への図書館情報の発信を行います。	継続	図書館
4	プレイパーク（冒険遊び場）の創造	従来の公園と異なり、子どもたちの自己責任のもとで創造力を工夫して遊びを創り出す、プレイパークを創造します。	新規	まちづくり計画課 子ども育成課
5	学童クラブ事業	小学校4年生までを対象に市内10箇所放課後対策として、学童クラブを実施しています。軽度の障害児の受入を充実していきます。	継続	子ども育成課
6	ふっさっ子の広場	学校施設を活用し、安全な見守りのもと、多くの友だちや異学年との関わりの中で、集団ルール等の社会性や自主性、協調性などを身につけ、子どもたち一人ひとりを健やかに育てていきます。	継続	生涯学習推進課

基本施策 5 相談機能の充実

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
1	各種相談事業の充実	保健福祉に関する様々な相談が身近なところで気軽にできるよう、窓口の充実に努めるとともに、相談体制のネットワーク化を図ります。	継続	福祉保健部 子ども家庭部

施策の方向 2 子育て世帯への経済的支援

子育て世帯では、保育サービスにかかる費用のほか、塾・習い事等の教育費の家計に占める割合が、子どもの年齢が高くなるにつれ大きな割合を占めていきます。

ニーズ調査結果の自由記載欄をみても児童手当の所得制限の廃止や、額の増額を求める意見が多く、医療費については、所得制限を無くし、18歳まで無料化を求める意見が多くありました。

かつては「1億総中流」とも形容され格差が少ないといわれてきた日本ですが、バブル崩壊後の「失われた10年」を経て格差が広がり、それが子どもにまで波及していると言われていています。

親の「経済的格差」は、進学などに際して子どもの希望にかかわりなく選択肢が限定されますので、「教育格差」と言い換えることもできます。

今後も、子育て家庭への経済的支援として、引続き各種手当等の周知に努めるとともに、制度の改善や新たな支援等の充実に努めることが必要となります。

基本施策 1 経済的負担の軽減

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
1	児童手当	小学校修了前の児童を養育している方に支給します。（所得制限あり）	継続	子育て支援課
2	児童育成手当 （育成手当）	18歳に到達した年度末までの子どもを養育しているひとり親家庭の父母（父又は母に一定の心身障害がある場合を含む）に支給します。（所得制限あり）	継続	子育て支援課
3	児童育成手当 （障害手当）	20歳未満の心身に障害のある子どもを養育している方に支給します。（所得制限あり）	継続	子育て支援課
4	児童扶養手当	18歳に到達した年度末までの子ども（一定の心身障害を有する場合は20歳未満）を養育している母（父に重度の心身障害がある場合を含む）又は養育者に支給します。（所得制限あり）	継続	子育て支援課

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
5	特別児童扶養手当	20歳未満で、心身の障害や疾病により、日常生活に著しい制限を受ける子どもを養育している父母又は養育者に支給します。（所得制限あり）	継続	子育て支援課
6	私立幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園に通園する園児の入園料及び保育料の一部を助成します。（所得制限あり）	継続	子ども育成課
7	私立幼稚園保護者補助金	私立幼稚園に通園する園児の保護者負担軽減事業で、所得に応じて補助金を交付します。	継続	子ども育成課
8	認可外保育所利用者補助事業	認可外保育所（認証保育所、保育室）を利用されている方に、認可保育園の保育料と公平にするため、その差額を補助します。	継続	子ども育成課
9	乳幼児医療費助成制度	義務教育就学前の児童を養育している方に、健康保険診療の自己負担額を助成します。（所得制限なし）	充実	子育て支援課
10	義務教育就学児医療費助成制度	義務教育就学児（小学校1年生から中学3年生）を養育している方に、健康保険診療の自己負担額を助成します。ただし、通院の場合、保険診療の自己負担額のうち1回200円が本人の負担となります。（所得制限なし）	充実	子育て支援課
11	おむつ用ゴミ袋の配布	おむつを利用する家庭に対して、おむつ用ゴミ袋を無料で配布します。	継続	環境課
12	入学資金融資制度	大学等に入学しようとする保護者に対し、入学金等の一部を融資あつ旋するとともに、融資に係る利子補給を行ないます。	継続	庶務課

施策の方向3 要保護児童等への対応などきめ細やかな取組みの推進

子ども家庭支援センターに寄せられる児童虐待の相談件数は年々上昇傾向にあります。その背景には、経済問題からくる生活上のストレス、子育ての不安感や負担感など多くの要因があるといわれています。

平成16年10月に実施した児童生活実態調査によると、「子育てについて自分の自由な時間が持てないこと」で悩んでいる人が多くなっています。また、子どもを「必要以上に叱った」ことについては、就学前児童保護者の5割強が「ある」と回答しています。

要保護児童対策地域協議会や乳児家庭全戸訪問事業を活用して児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めるとともに、虐待を受けた子どもや関係者に対するサポート体制の充実を図っていきます。

ひとり親家庭については、離婚の増加などにより年々増える傾向にあります。母子家庭の場合、経済的な問題が、また父子家庭においては家事や子育てに不慣れなため家庭生活においても多くの問題を抱えているケースが少なくありません。今後もひとり親家庭の親と子が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制を充実していく必要があります。

障害児が自立していくには、一人ひとりの多様なニーズに応じた相談・支援体制の充実が必要です。

福生市在住の障害児を養育している保護者が実施した「障害児の実態に関するアンケート」（平成18年7月から9月）結果によると、障害児の多くが、「放課後は母親を中心とした家族と一緒に、特に何もすることなく過ごしている」現状があります。また、保護者は心身のリフレッシュや仕事などのための時間が確保できない状況にあることや、障害児が健常児と遊ぶことによって健常児のすることをまねて、大きく成長することがわかっています。

子どもは遊びを通して成長していきます。これは障害児も健常児も変わりません。障害の有無に関わらず、誰もが分け隔てられることなく、普通の生活を送ることができる社会の実現というノーマライゼーションの理念に基づき、障害児が地域でいきいきと生活でき、健常児とともに成長できるよう、保護者や家族を含め一層の障害児施策の充実を図る必要があります。

基本施策 1 児童虐待防止策の充実

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
1	児童虐待防止のネットワークづくり	要保護児童対策地域協議会を活用して、児童虐待の未然防止、早期発見と早期対応の取組みを目指し、関係機関との連携による児童虐待防止のネットワークづくりを進めます。	継続	子育て支援課
2	児童虐待防止マニュアル等の作成	児童虐待への対応マニュアル、ポスター等を作成し虐待防止に努めます。また、市民向けの児童虐待等防止のためのリーフレットを作成し、児童虐待の未然防止、早期発見に努めます。	充実	子育て支援課
3	乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいるすべて家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談を行います。	継続	健康課
4	育児支援家庭訪問事業	児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、相談、助言、育児、家事等の養育支援を行なう育児支援ヘルパーの派遣を行います。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。	充実	子育て支援課

基本施策 2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
1	児童育成手当 (育成手当) (再掲)	18歳に到達した年度末までの子どもを養育しているひとり親家庭の父母(父又は母に一定の心身障害がある場合を含む)に支給します。(所得制限あり)	継続	子育て支援課
2	児童扶養手当 (再掲)	18歳に到達した年度末までの子ども(一定の心身障害を有する場合は20歳未満)を養育している母(父に重度の心身障害がある場合を含む)又は養育者に支給します。(所得制限あり)	継続	子育て支援課

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
3	ひとり親家庭等医療費助成制度	18歳未満の子ども（一定の障害を有する場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭等（父又は母に一定の心身障害がある場合も含む）に対し、医療費の全部または一部を助成します。（所得制限あり）	継続	子育て支援課
4	ひとり親家庭相談	ひとり親家庭を対象に経済上の問題、児童の養育・就学問題、就職の問題、その他生活上の悩みごとなどの相談に応じます。	継続	子育て支援課
5	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	ひとり親家庭であって、家事または育児等の日常生活に支障をきたしている家庭にホームヘルパーを派遣します。	継続	子育て支援課
6	母子福祉資金貸付事業	配偶者のいない女性で、20歳未満の児童を扶養している方に、事業開始、就学支度、修学、転宅等に必要な資金の貸付けをします。	継続	子育て支援課
7	母子家庭高等技能訓練促進費	母子家庭の母が就業を容易にするために必要な資格を取得することを目的に、2年以上の養成機関で修業をする場合、一定期間の訓練促進費を支給して経済的支援を行います。	継続	子育て支援課
8	母子家庭自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母の主体的な能力開発の取組みを支援するために、就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講し、修了した場合受講料の一部を支給します。	継続	子育て支援課
9	ひとり親家庭向け住宅の整備	住宅に困窮しているひとり親世帯に対して、入居の機会を高めることにより生活の安定を図ります。	検討	まちづくり計画課

基本施策3 障害児施策の充実

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
1	障害者（児）短期入所サービス（ショートステイ）	在宅の心身障害者（児）が保護者又は家族の疾病等の事由により、家庭における介護を受けることが困難になった場合に施設等で一時的に保護します。	継続	障害福祉課
2	点字図書の給付（日常生活用具給付事業）	視覚障害者に対して点字図書を給付することにより、点字図書による情報入手を容易にします。	継続	障害福祉課
3	障害者（児）居宅介護サービス（ホームヘルプ）	介護を必要とする心身障害者（児）に対し、身体介護、家事援助など日常生活を支援するホームヘルパーを派遣します。	継続	障害福祉課
4	日常生活用具給付等事業	在宅の心身障害者（児）に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付又は貸与し、日常生活を支援します。	継続	障害福祉課
5	障害者（児）おむつ等助成事業	常時臥床の状態又はこれに準ずる状態の心身障害者（児）におむつ等を助成します。	継続	障害福祉課
6	小児精神障害者入院医療費助成	精神科の入院治療を必要とする18歳未満の者に対し入院医療費を助成します。	継続	障害福祉課
7	生活介護・地域活動支援センター「れんげ園」の運営	就業が困難な心身障害者（児）に対し、社会的自立に必要な訓練、指導を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	継続	障害福祉課
8	タクシー利用券の給付	電車及びバス等通常の交通機関を利用することが困難な重度の障害者にタクシー利用券を給付します。	継続	障害福祉課
9	日中一時支援事業の実施	夏休み等、学校が長期休業中の障害児のための支援として、日中における活動・訓練の場を提供し、在宅で介護をしている家族の一時的な休息を支援する日中一時支援事業を実施します。	継続	障害福祉課

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
10	通級指導学級 (情緒障害)の 設置	小中学校に設置した通級指導学級で、自閉症や注意欠陥・多動性障害、心因的な不登校等情緒的な課題のある児童・生徒への特別な教育的支援を行います。	継続	指導室
11	障害児保育事業の実施	保育に欠ける軽度の障害児を全保育園で受け入れ、健常児とともに集団保育を実施することにより、健全な社会性の成長発達を促進する事業です。障害児を抱える母親の就労を支援します。	継続	子ども育成課
12	学童クラブの 障害児受入	全ての学童クラブにおいて、集団生活になじむことが可能で、かつ通所することができる障害児を受入れます。	継続	子ども育成課
13	重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業	重度身体障害者(児)に対して、住宅の設備改善に要する経費を給付し、自立した在宅生活を送れるよう支援します。	継続	障害福祉課
14	児童館における障害児対象事業	障害児に集団で遊ぶ機会を与え、その遊びを通して社会性の基礎を養うとともに、孤立しがちな母親同士の交流を図り、親子が共に成長できる機会を提供します。また、兄弟姉妹への支援も行います。	新規	子ども育成課
15	障害児相談事業	障害児に関する知識と経験を持つ専門職員を地域子育て支援事業を実施する施設等に配置し、障害児が社会で自立できるよう継続的な相談や支援をします。	新規	子ども育成課
16	障害児の入浴サービス	子どもは成長と共に体が大きくなることから、入浴設備の整った福祉センター等で入浴サービスを実施します。	新規	障害福祉課

Ⅱ 目標2 母と子の健康を守り増進する

施策の方向1 子どもや母親の健康の確保

核家族化、ひとり親の増加など家族形態の多様化が進み、子どもを産み育てる環境は大きく変化しています。身近に子育てについて相談できる人が少なく、一人で子育ての悩みや不安を抱えこみ、孤立している親も少なくありません。親が安心して子どもを産み、快適に子育てができ、すべての子どもが健やかに成長できるよう、きめ細かな支援とサービスの提供が求められています。

また、予防接種や各種健康診査などの受診率の向上を図り、母と子の健康の確保と増進のため、総合的な母子保健事業を展開します。

生活環境の変化とともに、食事の在り方も変化してきました。朝食の欠食、ファーストフード等の栄養バランスの偏った食事、インスタント食品への依存など、食習慣に対する問題が生じています。親の生活習慣は子どもに影響することも多く、忙しい社会生活の中で孤食を余儀なくされている子どもも増えています。

食は、家族の関係づくりや人間形成の基本です。健康な生活を送るための正しい食習慣を身につける啓発事業をとおして「食育の推進」をします。

基本施策1 妊娠・出産・育児に対する不安の解消

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
1	母子健康手帳交付	母子健康手帳交付時に妊産婦の個々のケースに応じた相談指導を実施します。	継続	健康課
2	パパママクラス	妊婦及び配偶者等を対象に相談指導を実施し、母子保健に関する正しい知識の啓発と普及を図ります。	継続	健康課
3	妊産婦・新生児訪問指導	妊産婦の心や身体の相談、子どもの発育や育児等、助産師や保健師が家庭を訪問し相談に応じます。	継続	健康課
4	低出生体重児の届出・未熟児訪問指導	未熟児の育児上重要な事項について、家庭訪問のうえ、適切な指導・助言を行います。	継続	健康課

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
5	乳児家庭全戸訪問事業(再掲)	乳児のいるすべて家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談を行います。	継続	健康課 子育て支援課
6	子育て教室	子どもの保護者を対象に子育て教室を開催し、知識の啓発と普及を図るとともに相談指導の充実に努めます。	継続	健康課
7	育児相談	乳幼児の保護者を対象に育児相談を実施します。	継続	健康課
8	心理相談	一歳六か月・三歳児健康診査時に子ども相談を実施します。	継続	健康課
9	三歳児経過観察健康診査(子どもグループ)	幼児がグループで遊ぶ機会を設け、成長度、発達度等を観察し、適切な指導を行います。	継続	健康課

基本施策2 子どもや母親の健康づくり

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
1	母子保健連絡協議会	母子保健連絡協議会において、母子保健に関する基本的事項を協議し、母子保健施策の効果的な推進を図ります。	継続	健康課
2	母子健康手帳の交付	妊産婦健康診査、乳幼児健康診査の結果及び予防接種の記録等を記載し、後の保健指導等の参考とします。交付時は、保健師が面接します。	継続	健康課
3	妊婦健康診査	母子健康手帳交付時に受診を勧奨し、妊婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的に実施します。	継続	健康課
4	妊婦歯科健康診査	母親学級の開催に併せて、妊婦歯科健康診査を実施します。	継続	健康課

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
5	妊産婦・新生児 訪問指導 (再掲)	妊産婦の心や身体の相談、子どもの発育や 育児等、助産師や保健師が家庭を訪問し相談 に応じます。	継続	健康課
6	産婦健康診査	産婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的 に三ヶ月児健康診査と同時に実施します。	継続	健康課
7	乳幼児健康診 査	乳幼児を対象に身体測定、診察、栄養相談 などを総合的に行い疾病等の早期発見に努 め、適切な指導を行います。	継続	健康課
8	乳幼児経過観 察健康診査	乳幼児健康診査等で要経過観察となった乳 幼児を対象に健康診査を実施し、疾病等の早 期発見に努め、適切な指導を行います。	継続	健康課
9	乳幼児発達健 康診査	発達の遅れの疑いのある乳幼児を対象に健 康診査を実施し、疾病等の早期発見に努め、 適切な指導を行います。	継続	健康課
10	乳幼児歯科健 康診査	乳幼児を対象に歯科健康診査を実施し、予 防処置、歯科健康教育、保健指導を行い、虫 歯の罹患率を下げていきます。	継続	健康課
11	予防接種	乳幼児・児童生徒を対象にBCG、3種混 合（ジフテリア、百日ぜき、破傷風）、急性 灰白髄炎、麻しん、風しん等の予防接種を実 施します。安全な事業の実施に努めるととも に、関係機関と連携し、感染症の流行時等 における対策を講じます。	継続	健康課
12	幼児体操教室	幼児の健康増進、保護者の交流を図るため、 マット、フープ（輪）、鉄棒、跳び箱等を使 用し、体操教室を開催します。	継続	スポーツ 振興課
13	体育館託児付 き事業	リズム体操、ステップ台、バランスボール 等を使用し、保護者のストレス発散及び健康 増進を図ります。	継続	スポーツ 振興課

基本施策3 食育の推進

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
1	食に関する相談・指導	妊産婦、乳幼児の保護者を対象に乳幼児の年齢に応じたバランスのとれた食事の作り方、栄養指導を行い、乳幼児期からの良い食習慣づくりや楽しく食事のできる環境づくりなど食に関する学習の推進を図っていきます。パパママクラス、育児相談、乳幼児健康診査時に集団及び個別指導を実施します。	継続	健康課
2	離乳食教室	離乳食教室を開催し、適切な離乳食の作り方、離乳の進め方を指導します。また、指導内容の充実に努めます。	継続	健康課
3	食育の推進	児童・生徒に「食」に関する適切な知識や健やかな食生活の習慣を身に付けてもらうため、小学校の給食指導、中学校のランチルーム等を活用した昼食指導を行います。さらに、学校及び家庭と連携し、「食育」の推進を図ります。	継続	学校給食課
4	料理教室	幼児及び保護者や小中高校生を対象に実際の食事づくりを通して、良い食習慣づくりや楽しく食事のできる環境づくりなど食に関する学習の推進を図っていきます。	継続	子ども育成課

施策の方向 2 思春期保健対策の充実

社会の急激な変化は、青少年に関わる様々な問題を生じさせています。

十代の人工妊娠中絶や性感染症は増加し、喫煙、飲酒、薬物などの問題行動も深刻化しているため、これらの正しい知識の普及を推し進めなくてはなりません。

また、不登校、ひきこもりをはじめとする思春期特有の心の問題を抱えた子どもも増えています。子どもの非行や心の問題を防ぐため、家庭・学校・地域が協力し、子どもを孤独にさせないよう温かい地域づくりが求められています。

思春期保健対策として、思春期における心身の問題を気軽に相談できる機関を整えるとともに、保健教育を充実させ心身を大切にできる子どもを育てていきます。

基本施策 1 思春期保健事業の推進

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
1	性に関する正しい知識の普及、啓発	結婚、妊娠、分娩、育児に関する認識を積み重ね、母性機能の発達に障害を及ぼす疾病又はその原因となる行為、習慣などを防止するため、学校等で性に関する正しい知識の普及、啓発に努めます。	継続	指導室
2	いじめ防止教育の推進	いじめ防止のため関係機関、地域関係者との連携を図るとともに、相談体制の充実、研修・研究の充実を図っていきます。	継続	指導室
3	心の健康に関わる専門医の配置	精神医療に従事する専門医を配置して小・中学校を巡回し、児童・生徒の精神的健康の増進を図ります。	継続	指導室
4	アドバイザースタッフの配置	不登校児童・生徒へのアプローチとして、学生等のアドバイザースタッフを採用し、教育相談補助として活用します。	継続	指導室
5	学校適応支援室の活用	学校適応支援室において、不登校児童・生徒の自立を支援します。	継続	指導室

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
6	スクールソーシャルワーカーの配置	不登校や問題行動等の学校への不応適状態がある児童・生徒に対する支援を総合的・専門的に行うため、スクールソーシャルワーカーを配置します。	継続	指導室
7	スクールカウンセラーの配置	東京都非常勤特別職のスクールカウンセラーを、各中学校及び小学校2校の学校教育相談室に派遣し、専門的観点からの相談を行います。	継続	指導室
8	児童館での相談機能の充実	子どもたちが抱える悩みを気軽に相談できるよう、日ごろから子どもたちに関わっている職員が相談に応じます。	継続	子ども育成課
9	喫煙防止教室	小学校へ出向き、喫煙が体に与える影響を啓発し、喫煙の防止に努めます。	継続	健康課
10	薬物乱用防止啓発運動	ふっさ健康まつりにおいて薬物の危険性を周知し、乱用防止に努めます。	継続	健康課

施策の方向3 医療サービスの充実

子どもの病気や障害の多くは家庭で発見されます。病気の予防はもちろん、病気や障害の早期発見ができるよう、子どもの健康への関心と判断力を高めることが大切です。そのため各種健康診査の内容充実と受診率を高めていく必要があります。

地域の中核的医療機関である公立福生病院の整備により、健康で安心してくらせる環境が強化され、高度医療を適切に享受できる環境が形成されつつありますが、日ごろからかかりつけ医を持つことの大切さを伝え、今ある資源を活用できるよう支援していきます。

基本施策1 小児医療の充実

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
1	小児医療の充実	乳幼児に対する医療の充実を図るため、小児科医の確保を関係機関へ要請していきます。	継続	健康課
2	東京都医療機関案内サービス	夜間、休日の医療機関案内（コンピュータによる自動応答サービス）や病気やケガの際の対処、病気や子育ての基礎知識についての情報を都のホームページで提供しています。	継続	東京都

Ⅲ 目標3 子どもの豊かな人間形成を支えるまちづくり

施策の方向1 次代の親の育成

少子化や核家族化の進行する中で、世代を通して子育てを学ぶ機会も、小さな子どもと触れあう機会もほとんどないまま親になる人が少なくありません。

子どもが「子育ての喜びを実感できる」次代の親として成長していくには、将来自ら家庭を築くことや、自分の子どもを産み育てることについての意義を理解することが大切です。思春期の子どもたちが次代の親として成長することができるよう、乳児や保護者とふれあう機会を通じて、家庭や子どもの大切さを理解する機会を増やしていきます。

また、男女が協力して家庭を築くことや、子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組みを推進します。

基本施策1 次代の親となるための教育環境の整備

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
1	次代の親を育成するための教育・啓発の推進	中・高校生が乳幼児とふれあう機会をつくり、次世代の親になるための教育、啓発を推進していきます。	充実	子ども育成課
2	男女共同参画社会を実現するための啓発の推進	女性も男性も一人ひとりの人権が尊重され、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野へ共に参画し、共に責任を担う「男女共同参画社会」の形成を目指して、啓発を推進していきます。	継続	協働推進課
3	多世代間交流事業	地域における育児力を高めるため、子育て経験世代と子育て世代との交流を促進する事業を実施します。	継続	子ども育成課

施策の方向 2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

少子高齢化、情報化の進展を背景に社会は著しく変貌し、子どもたちを取り巻く生活状況や教育環境も大きく変化しました。子どもたちが大人や高齢者と触れあったり、自然を体験する機会が大きく減少したことは、子どもたちの社会性や規範意識の低下を招く一因となっています。

家庭においては過保護、過干渉、放任等による教育力の低下が目立ち、地域社会では、大人の規範意識の低下や連帯意識・人間関係の希薄化による教育力の低下が問題となり、子どもを健全に教育できる環境が失われつつあります。

その結果、いじめ、不登校、非行等、子どもたちの様々な問題行動が顕在化しています。これらの課題の解決を目指し、子どもたちが正しく生きていくための基本的な力を育むことが求められています。基礎的な知識と技能の確実な定着とともに、子どもたちの個性に応じた指導を展開していきます。

そして、「確かな学力」を身につけるために、特色ある教育課程の編成、指導法や評価の工夫・改善に努めるなどして学習指導を推進していきます。

基本施策 1 学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
1	道徳時間の確保	豊かな人間性を育成するため、道徳教育は極めて重要となります。そこで、道徳授業地区公開講座における道徳授業の公開や意見交換会を開催したり、地域の人材を活用して、学校・家庭・地域社会の連携を図りながら道徳性を育み、規範意識を持って行動できる道徳的实践力を高めます。	継続	指導室
2	「朝の読書」の推進	読書時間を確保するため「朝の読書」指導を実施します。	継続	指導室
3	小学校授業指導補助員の配置	小学校第1学年から第3学年の国語及び算数の授業に指導補助員を配置し、児童の基礎的な学力のより一層の向上を図ります。	継続	指導室
4	心理相談員の配置	心理相談員を3名配置し、心理的要因等に関する相談についての充実を図ります。	継続	指導室

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
5	心の健康に関わる専門医の配置（再掲）	精神医療に従事する専門医を配置して小・中学校を巡回し、児童・生徒の精神的健康の増進を図ります。	継続	指導室
6	アドバイザースタッフの配置（再掲）	不登校児童・生徒へのアプローチとして、学生等のアドバイザースタッフを採用し、教育相談補助として活用します。	継続	指導室
7	学校適応支援室の活用（再掲）	学校適応支援室において、不登校児童・生徒の自立を支援します。	継続	指導室
8	スクールソーシャルワーカーの配置（再掲）	不登校や問題行動等の学校への不適応状態がある児童・生徒に対する支援を総合的・専門的に行うため、スクールソーシャルワーカーを配置します。	継続	指導室
9	スクールカウンセラーの配置（再掲）	東京都非常勤特別職のスクールカウンセラーを、各中学校及び小学校2校の学校教育相談室に派遣し、専門的観点からの相談を行います。	継続	指導室
10	奉仕体験活動の推進	児童・生徒の地域活動の参加を促進し、奉仕の心を醸成します。	継続	指導室
11	学校施設の老朽化やバリアフリー化に伴う改修工事や修繕	施設の老朽化及びバリアフリー化に伴う改修・改築工事を計画的に進め、安全で衛生的な学校施設の整備を図るとともに、子どもたちの登下校時などにおける安全対策、不審者に対する犯罪被害防止対策に万全を期する等、あらゆる教育環境の整備に努めます。	継続	庶務課

施策の方向3 新しい時代に対応した学校づくり

子どもたちは急速に変化する社会環境の中で、将来直面する様々な課題を解決する力を身につける必要があります。そのためには豊かな人間性や社会性を培い、確実な学力を身につけることが大切であり、各学校は特色ある教育課程を編成・実施し、開かれた学校づくりを推進し、子どもが現代社会を生き抜く力を身につけられるよう努めていきます。

また、市民の感覚をより重視した教育行政を展開するため、学校評議員制の活用及び外部評価を導入した学校評価の実施による保護者や地域住民の教育への参加を促進し、効果的・効率的で透明性の高い学校経営への改革を進めていきます。

学校教育だけに留まらず地域社会が持つさまざまな教育資源を活かし、新しい時代に対応した学校づくりを推進していきます。

基本施策1 開かれた学校づくり

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
1	学校評議員の活用	地域の学校への期待、要望等の把握や地域との連携を深めるため、外部評価を取り入れ、学校評議員の意見陳述の場の充実及び活動の活性化を図ります。	継続	指導室
2	学校ホームページの充実	学校ごとのホームページを充実させ、特色や行事情報など学校生活の様々な情報を発信し、地域との連携を深めていきます。	継続	指導室
3	学校評価システムの確立	学校評価システムを確立し、地域における学校の在り方の検討、時代に即した学校づくりを推進します。	継続	指導室

基本施策2 地域ぐるみで子どもを育てる学校づくり

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
1	社会教育関係団体等との連携	公民館・図書館・郷土資料室等の社会教育関係団体等と連携し、内容と指導の充実を図ります。また、地域施設や経験豊かな人材等、多様な教育資源を活用していきます。	継続	指導室

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
2	高等学校教員 出前授業の実施	市内高等学校との連携により、教員の相互理解及び生徒の高校生活への適応を図るために実施します。	継続	指導室
3	小・中学校交流会の実施	小・中学校教員の連携による相互理解及び児童の中学校生活への適応を図るため実施します。	継続	指導室
4	児童・生徒による音楽のまちづくり事業	小・中学校の音楽環境を整備し、小・中学校吹奏楽コンサートの開催や地域イベントなどにおける演奏活動を実施します。	新規	指導室

施策の方向 4 家庭や地域の教育力の向上

現代の親の多くが少子化や都市化の進行する社会環境で育ったため、小さな子どもと接する機会が少ないまま親になり、育児に関する知識も乏しく、子育てに自信が持てずに悩んでいます。

子育てに無関心な親がいる一方で、過保護、過干渉により子どもの自主性の発育を妨げたり、仕事で忙しく子どもと十分に向き合う時間がとれない親も多く、家庭における子どもの教育力は低下しています。

子どもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、子どもの成長に大きく影響します。そのため、これから親になる世代や子育て中の親が、子どものしつけや生活習慣の見直し、家庭内での教育力を高めるための家庭教育に関する学習を支援する必要があります。

家庭のみならず、地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成し、地域での教育力も高めていきます。

基本施策 1 家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
1	家庭教育講座等の充実	家庭の教育力を高めるため、子育て中の家庭を対象とした家庭教育講座等の充実を図ります。	継続	公民館
2	保護者（親子）対象子育て支援事業	児童の保護者同士に交流の機会を提供し、子育てに必要な知識の向上、悩みごとやストレスの解消等を図ります。	継続	子ども育成課
3	家庭でのしつけの見直し、啓発	家庭で子どもに対して行われている「生活習慣・しつけ」等を見直し、子育て機能の回復を図るよう啓発します。	継続	子ども育成課

基本施策 2 地域の教育力の向上

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
1	ふっさ輝きフェスティバル	青少年の健全育成を図るため、青少年育成地区委員長会を中心に広く異なる年齢層が集い、遊びや体験などができるスポーツ・リクリエーション活動を開催します。（春）	継続	生涯学習推進課

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
2	軽スポーツ & とん汁大会	青少年の健全育成を図るため、青少年育成地区委員長会を中心に広く異なる年齢層が集い、遊びや体験などができるスポーツ・リクリエーション活動を開催します。(秋)	継続	生涯学習推進課
3	青少年育成地区委員会	青少年の健全育成を図るため、活動を支援していきます。	継続	生涯学習推進課
4	子ども議会	子どもの声を行政に反映させるとともに、議会や行政の仕組みや役割を学ぶことにより、地域への関心を高めるために実施します。	継続	生涯学習推進課
5	青少年の意見発表大会	市民が中学・高校生の意識や行動に対する理解を深めるため実施します。中学・高校生に日常考えていることや体験などを自由に発表してもらい、自立心、創造性、社会性を育てます。	継続	子ども育成課
6	小・中学生スポーツ教室	運動に親しみ能力を育成し、児童生徒が生涯にわたり豊かなスポーツライフを送るため、各種スポーツ教室を開催します。	継続	スポーツ振興課
7	地域での体験活動の促進	地域で体験活動を行っている団体等の活動を支援します。	継続	生涯学習推進課 協働推進課
8	教育講座等の開催	地域の教育力を高めるため、広く市民を対象とした教育講座等を開催します。	継続	公民館

施策の方向5 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

インターネットや携帯電話などが普及し、性や暴力などの有害情報は子どもの手に届きやすくなりました。書店やコンビニエンスストア等で、過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、ゲームソフト等が販売され、有害情報は子どもでも簡単に入手することができます。

その対策としては、子どもに情報化社会を生きていくための正しい教育をすることはもとより、書店やコンビニエンスストアなどにある有害図書を排除したり、メディア上の有害情報を規制していく必要があります。

家庭、学校、地域社会、そして行政が一体となって子どもを有害情報から守り、健全な育成を推進していきます。

基本施策1 環境の浄化

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
1	不健全図書等の排除推進	青少年育成地区委員長会が中心となり、自動販売機、コンビニエンスストア等の不健全図書の排除を目指します。	継続	生涯学習推進課
2	違法捨て看板の撤去	警察と協力し、道路上に設置された違法捨て看板を撤去し、有害情報から子どもを守ります。	継続	施設課
3	安心安全なまちづくりの推進	町会・自治会によるパトロールを実施し、子どもが安心して生活できる環境の整備を図ります。	継続	安全安心まちづくり課
4	子どもを守るための活動の推進	防犯講習会等を通して、犯罪に関する市民への情報提供に努め、関係機関・団体との情報交換、防犯ボランティアによるパトロール活動、「子ども110番」事業など、子どもを守るための活動を推進します。	継続	安全安心まちづくり課

Ⅳ 目標 4 子育てと仕事を両立できるまちづくり

施策の方向 1 保育サービス・放課後児童健全育成事業の充実

少子化に伴い児童人口は減少傾向にあるものの、保育サービスを利用する子どもは年々増加傾向にあります。人間形成の基礎を培う重要な乳幼児の時期に、生活の大半を過ごすことになる保育サービスの充実は、子どもの健全な心身の発達を図る上でとても重要です。

ニーズ調査結果によると就学前児童保護者の 58.7%が保育サービスを利用しており、そのうち 68.1%が認可保育所を利用しています。保育サービスを利用している理由としては、「現在就労している」が 62.0%、ついで「子ども教育のため」が 18.7%、「就労予定がある／休職中である」が 4.8%となっており、家庭の事情に適した保育形態が求められています。

福生市は、年度当初における待機児童数は極めて少ない状況ですが、育児休業制度の普及等により、年度途中の入所希望は増える傾向にあります。そのため保護者がスムーズに社会へ復帰できるようサービスの充実を図るとともに、中途入所した乳幼児に対するきめ細かな保育を提供していく必要があります。

学童クラブの延長保育は、指定管理者で運営されている児童館併設の 3 学童クラブで平成 19 年度から自主事業として行われています。ニーズ調査結果では、特に新 1 年生の保護者から全クラブでの実施を望む声が多く寄せられました。このことから「小一の壁」解消に向け、平成 22 年度からは、全学童クラブで延長保育を実施します。

また、ふっさっ子の広場と連携をしながら放課後の児童健全育成に努めていきます。

基本施策 1 保育サービスの充実

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
1	認可保育所による通常保育の実施	保護者の就労又は疾病等の理由により、家庭での児童の保育に欠ける場合、保護者の申込みにより保育を実施します。	継続	子ども育成課
2	低年齢児保育の充実	保育所において1歳未満の児童に対して保育を実施します。	継続	子ども育成課
3	一時預かり事業	保護者が傷病・リフレッシュ等により、児童を家庭で監護できない場合、一時的に保育ができるよう充実を図ります。	充実	子ども育成課
4	訪問型一時預かり事業の実施	保護者が傷病等により、児童を家庭で監護できない場合、保育士等が一時的に家庭を訪問して保育を実施します。	検討	子ども育成課
5	特定保育の実施	3歳未満児を対象に週に2～3日、午前か午後限定し、保育を実施します。	検討	子ども育成課
6	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応し、延長保育を実施します。現在、19時（1時間延長）まで実施していますが20時（2時間延長）の実施を検討します。	充実	子ども育成課
7	休日保育事業	保護者が、休日での就労等により、児童を家庭で監護できない場合に対応し、休日保育を実施します。	継続	子ども育成課
8	病後児保育	保育所に通所している病気の回復期の児童を対象に、保育所等で一時的に保育を実施します。現在、福生保育園1箇所を実施しています。	継続	子ども育成課
9	病児保育	子どもが病気であるために保育園などに預けられない時に、病院等で保育をします。	新規	子ども育成課
10	認証保育所事業	多様な保育ニーズに応えるため、認証保育所（東京都独自の基準を満たす保育事業所）を保育施設として活用し、保育を実施します。	継続	子ども育成課

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
11	認可保育所における小学校低学年児童の受入れ	一時預かりの場を活用し、小学校低学年児童の受け入れを実施します。	継続	子ども育成課
12	認可外保育所利用者補助事業	認可外保育所（認証保育所、保育室）を利用されている方に、認可保育園の保育料と公平にするため、その差額を補助します。	継続	子ども育成課
13	トワイライトステイの実施	保護者が夜間まで帰宅できない場合など、子どもの監護が困難な場合、施設等で平日の夜間（10時まで）や休日に一時的に児童をあずかる事業です。	検討	子ども育成課
14	障害児保育の充実	軽度の障害児を健常児とともに集団保育を実施することにより、健全な社会性の成長発達を促進していきます。	継続	子ども育成課
15	乳幼児ショートステイの実施	保護者が疾病等により、児童を家庭で養育できない場合、施設等で短期間（7日以内）児童をあずかります。	継続	子育て支援課
16	保育園の園庭開放	子どもたちが交流できるように、日時等を指定し園庭を開放しています。	継続	子ども育成課
17	認定こども園	幼稚園と保育園が相互に連携して、子どもたちが一体的に教育・保育を受けられる施設の設置を推進します。	新規	子ども育成課
18	私立幼稚園	市内の私立幼稚園4園で、幼児の発達を促す適切な教育環境のもと、それぞれの時期にふさわしい充実した生活を営み、発達に必要な活動を自然に受けられる計画的な教育を推進していきます。	継続	子ども育成課
19	幼稚園における預かり保育の充実	幼稚園における預かり保育の充実を図ります。	継続	子ども育成課
20	幼稚園における園庭・園舎の開放	地域との交流などを目的に園庭・園舎を開放します。	継続	子ども育成課

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
21	幼稚園における相談情報提供等事業	養育に関する問題について、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。	継続	子ども育成課
22	プレ幼稚園事業	幼稚園教育課程外の2歳児を対象とした保育となります。子どもの成長に合わせて、無理なく次の段階(幼稚園教育課程)へ進めるような保育を行います。	継続	子ども育成課
23	保育園・幼稚園と小学校との連携	保育園・幼稚園から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、連携を図る体制を構築します。	新規	子ども育成課
24	家庭福祉員制度(保育ママ)	おおむね3歳未満の児童を保育者(保育ママ)の居宅において保育します。労働その他の理由により家庭において保育されることに支障がある方を対象とします。	検討	子ども育成課
25	幼稚園における一時預かり事業	保護者が傷病・リフレッシュ等により、児童を家庭で監護できない場合、一時的に幼稚園で保育ができるよう充実を図ります。	新規	子ども育成課

基本施策2 放課後児童健全育成事業の充実

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
1	学童クラブ事業(再掲)	小学校4年生までを対象に市内10箇所放課後対策として、学童クラブを実施しています。軽度の障害児の受入を充実していきます。	継続	子ども育成課
2	学童クラブの延長保育事業	児童館併設の3箇所の学童クラブで実施していますが、残りの学童クラブについては、平成22年度から実施します。	充実	子ども育成課
3	ふっさっ子の広場(再掲)	学校施設を活用し、安全な見守りのもと、多くの友だちや異学年との関わりの中で、集団ルール等の社会性や自主性、協調性などを身につけ、子どもたち一人ひとりを健やかに育てていきます。	継続	生涯学習推進課

施策の方向 2 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

女性の社会進出が進み、結婚後も仕事を続ける女性は増えています。育児休業制度は充実してきてはいますが、男性の取得率は極めて低い水準にあり、また、様々な理由により女性が出産を契機に退職しなければならない状況もあります。

ニーズ調査結果から出産前後 1 年以内に離職した女性の割合は 53.2%、出産 1 年前にすでに働いていなかった割合は 15.9%、妊娠・出産を経験しても継続して就労している割合は 25.8%となっています。女性が継続して就労をしていくためには、男女が協力して子育てに取り組んでいくことが重要です。

日本では、父親が育児にかける時間が世界でも突出して少なく、男性の家事・育児への役割分担の観点からみても、男女共同参画社会には未だほど遠い感じがあります。男女がともに仕事と子育てを両立させるためには、育児に参加する父親の意識を啓発するとともに、男性の育児休暇が取りやすい環境作りが必要となります。

仕事は、暮らしを支えるだけでなく、人生の生きがいや喜びをもたらしてくれます。しかしながら、仕事に追われ心身の疲労から健康を害したり、子育てや親の介護との両立に悩む人が少なくありません。また、安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない人も増えており、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。仕事と生活とのアンバランスが、働く人々の将来への不安や、豊かさが実感できない大きな要因となっており、社会の活力の低下や少子化・人口減少という現象の一因にもなっています。

仕事か生活かのどちらかを優先し、どちらかを犠牲にするのではなく、両者の調和を図り、仕事も生活も充実させるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）という考え方の実現が求められています。

個人の状況に合わせて性別や年齢にかかわらず、多様で柔軟な働き方により、本当の豊かさを実感できる社会を目指し、ワーク・ライフ・バランスの情報提供と啓発に取り組んでいきます。

基本施策1 広報・啓発活動の推進

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の情報提供と啓発活動の充実	ワーク・ライフ・バランスについての情報を収集し、企業や市民に情報提供するとともに、講座等を実施し啓発を行っていきます。	継続	協働推進課
2	子育て支援、男女協働参画促進のための学習講座の実施	子育て支援、男女共同参画促進のための学習講座、子育てや女性の悩みなど、現状における問題解決に向けた講座内容の充実を図ります。	継続	公民館

基本施策2 男性の子育て参加の推進

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
1	パパママクラス（再掲）	妊婦及び配偶者等を対象に相談指導を実施し、母子保健に関する正しい知識の啓発と普及を図ります。	継続	健康課
2	男性のための講座等の開催	男性が家事や子育てに主体的に関わるための導入として男性を対象とした料理や父親力アップなど、家事や子育てに関する講座等を開催します。	継続	公民館
3	父親参加型事業の実施	父親の子育て参加の推進を目的にし、児童館等で父親参加型の事業を実施します。	充実	子ども育成課

V 目標5 子どもにやさしいまちづくり

施策の方向1 子どもの安全の確保

ニーズ調査結果の中で「子育てをする中で、どのような支援・対策が有効であるか」との問いに、50.2%の小学児童の保護者が「子どもを対象とした犯罪・事故の軽減」を挙げています。子どもが安全に暮らしていくには、親も子も安心して生活できる環境の整備が必要となります。災害や犯罪から生命と財産を守るため、災害対策や防犯体制を整備し、行政、地域、警察等が連携してパトロール活動や防犯講習会を行い、災害対策のための基礎知識を身につけるための講演などを通して、安全安心なまちづくりを推進していきます。

また、保育園、幼稚園、学校等では交通安全教育を充実させ、自ら身を守る意識を育てるとともに、自動車やバイクを運転する大人の安全運転の徹底を目指します。

基本施策1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
1	交通安全教育の推進	地域や団体、事業所等における交通安全思想の普及・徹底を図り、学校・保育園等での交通安全教育を推進します。	継続	安全安心まちづくり課
2	交通安全指導の充実	各学校においては交通安全指導の充実を図り、交通安全に関わる実践的態度の改善を図ります。	継続	指導室

基本施策2 子どもを犯罪の被害から守るための活動の推進

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
1	不審者情報等の提供	携帯電話を利用した自治体情報やファクシミリを通じて町会や各公共施設に不審者情報を提供し、地域ぐるみで注意を促します。	継続	安全安心まちづくり課
2	子どもを守るための活動の推進(再掲)	防犯講習会等を通して、犯罪に関する市民への情報提供に努め、関係機関・団体との情報交換、防犯ボランティアによるパトロール活動、「子ども110番」事業など、子どもを守るための活動を推進します。	継続	安全安心まちづくり課

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
3	有害環境浄化運動	市内のコンビニエンスストア、書店、ビデオ店等への立ち入り調査を実施します。	継続	生涯学習推進課
4	喫煙防止教室(再掲)	小学校へ出向き、喫煙が体に与える影響を啓発し、喫煙の防止に努めます。	継続	健康課
5	薬物乱用防止啓発運動(再掲)	ふっさ健康まつりにおいて薬物の危険性を周知させ、乱用防止に努めます。	継続	健康課

基本施策3 被害に遭った子どもの保護の推進

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
1	被害児童のカウンセリング	犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージの軽減、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、関係機関と連携し支援を行います。	継続	子育て支援課

施策の方向 2 子育てを支援する生活環境の整備

子どもが健やかに育っていくためには、ゆとりある居住空間の確保が必要です。住宅事情が、理想とする子どもの数を制限しているケースも多く、少子化の一因とも考えられています。

核家族化や長引く経済の低迷を受けて、子育て世帯ではゆとりある優良な賃貸住宅へのニーズが高まっています。多様な住宅需要に応えるため子育てをしやすい住宅を提供し、子育て世代の定住を促します。

これまで、車で移動することの便利さを優先し、人より車優先のまちづくりを進めてきました。今後はだれもが自由に市内を移動できるように、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、道路や駅、公園、公共施設でのバリアフリー化を進めていきます。

また、生活道路や通学路の安全を確保し、暗い通りには街路灯をつけるなど、歩行者も自転車も安全に移動できる環境を整備していきます。

基本施策 1 子育てを担う若い世代を中心に広くゆとりある住宅の確保

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
1	良質なファミリー向け住宅の供給誘導	住宅が量的に充足し賃貸住宅の空き家が増加した今日において、老朽化し適正に管理されない狭小な賃貸住宅は市場で評価されず、防犯性の確保の観点からも問題となっています。長期にわたり住み継がれるファミリータイプの持ち家に建替え又は、改修する者に対する支援策について検討します。	継続	まちづくり計画課
2	都営住宅の期限付き入居制度	都営住宅の利用機会の公平性を確保し、若い子育てファミリー世帯等の入居機会を拡大するため、入居期限を10年とする制度を実施・拡大します。	継続	東京都

基本施策 2 安全な道路交通環境の整備

番号	事業名	事業の内容	取組	担当課
1	歩道の整備	子どもや高齢者、障害者など、すべての歩行者の安全確保のため、段差解消等の整備を行います。	継続	施設課
2	防犯灯の整備	夜間、安心して外出できるよう防犯灯の整備を行います。	継続	施設課
3	鉄道駅の整備	牛浜駅の東西を結ぶ自由通路の整備とエレベーター、エスカレーターを設置によりバリアフリー化を図ります。	継続	施設課